

防整整第28480号
令和6年12月16日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
殿

整備計画局
施設整備官
提供施設計画官
(公印省略)

技術業務における情報共有システム等の活用について（通知）

建設工事においては、情報共有システムの実施要領について（防整技第20119号。令和2年12月18日）に基づき情報通信技術の活用による業務効率化を推進するため、情報共有システム等を活用しているところであるが、技術業務においても、情報共有システム等の活用の拡大を図ることとし、別紙のとおり定め、令和7年1月1日以降の入札公告を行うものから適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課、整備計画局建設制度官

情報共有システム実施要領

1 目 的

本実施要領は、地方防衛局等（地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所を含む。）が発注する技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）（以下「事務処理要領」という。）別紙の第2項に規定する技術業務（以下「技術業務」という。）において、情報共有システムを使用するに当たり、統一的な運用のために必要な事項を定めるものである。

本実施要領に基づいて情報共有システムを使用することで、業務関係書類の押印省略、削減・簡素化、書類授受の省力化等について推進することを目的とする。

2 用語の定義

（1）情報共有システム

情報共有システムとは、情報通信技術を活用し、業務監督官、受注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することにより業務の効率化を実現するシステムをいい、ASP*方式によるものをいう。

*ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）

情報共有システムを提供する民間会社による専用のウェブアプリケーションとデータサーバーを用いて情報を交換・共有する方式。

（2）Web 会議システム

Web 会議システムとは、情報通信技術を活用し、即時性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うことができる会議システムをいう。

（3）発議

発議とは、契約書及び仕様書等に基づき指示、承諾、協議、提出、報告、通知、確認などの行為について、書面をもって行う行為をいう。

（4）業務書類

業務書類とは、業務履行中に必要となる書類全般をいう。

3 対象業務

原則として地方防衛局等が発注する技術業務（秘密に係る設計業務を除く）で情報共有システムの活用を行う。なお、次に該当する場合は、適用しないことができる。

- （1）事務処理要領別紙第2（2）ア、イ、ウ、オ、カ及びク（積算支援業務を除く）に掲げる業務。
- （2）最適化事業における技術提案・交渉方式（ECI方式）を適用する総合設計業務。
- （3）設計業務のうち、関連業務の業務単位などによりサービス提供者が異なるなどで情報共有システムを活用しても情報の交換・共有の効率化が見込まれない業

務。

4 費用の取り扱い

情報共有システム等の使用に係る費用（登録料及び使用料）については、発注者が負担するものとし、その費用の取り扱いは、見積等によるものとし、建築・設備の場合は特別経費、土木の場合は直接経費の積上げとして計上する。

5 システムの選定

- (1) 情報共有システムは、業務の受注者が情報共有システムを提供するサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）と契約する。

なお、原則として一つの業務契約に対し一つの情報共有システムの契約を行うこととし、総合設計業務の場合は、一つの業務契約に対し一つの情報共有システムの契約とする。

- (2) 使用する情報共有システムは、受注者が「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（国土交通省）」を満たすシステムを選定し、業務監督官と協議の上で決定することを基本とするが、原則として別添1及び2の様式による帳票で発議等が可能なものとする。
- (3) 事業単位（例：隊舎整備の建築、設備、土木各分野）でサービス提供者が異なると、業務の効率化が阻害されることから、同一のサービス提供者となるよう受注者に対し推奨することができるものとする。

6 受注者とサービス提供者との契約内容

受注者とサービス提供者との契約には以下の内容を含むものとし、業務監督官は、受注者とサービス提供者との契約締結後、契約書の写しを確認するものとする。

- (1) サービス提供者は、情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整えること。
- (2) サービス提供者は、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止があった場合又は予期された場合等は、速やかに受注者に連絡を行い適正な処理を行うこと。
- (3) サービス提供者に重大な管理契約不適合があると受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上、情報共有システムの利用を停止できること。
- (4) サービス提供者は、契約期間が終了し、受注者が必要なデータのダウンロード等を了した場合には、保存された全てのデータを消去するものとし、受注者は全てのデータが消去されたことを確認すること。

7 利用対象者

利用対象者は、業務監督官（業務監督官、主任業務監督官）、受注者（管理技術者、担当技術者、照査技術者）を必須とするが、必要に応じて他の利用対象者を追加することができるものとする。

なお、必要に応じて追加した他の利用対象者は閲覧のみとするが、必要に応じて変更することができるものとする。

8 実施内容

- (1) 情報共有システムにおいて使用する機能は、掲示板機能、スケジュール管理機能、発議書類作成機能、ワークフロー機能、書類管理機能、業務後に保管が必要な書類を出力する機能（業務書類等入出力・保管支援機能）が利用できるものとする。
- (2) 業務書類等については、情報共有システムを使用して作成、発議、処理、保存を行うことを原則とし、情報共有システムを用いて発議した業務書類等は、署名又は捺印がなくても「書面」とみなす。また、予期せぬ通信障害等の事情が生じた場合には、電子メールや紙媒体による処理も可能とするが、電子メールの場合は、事情が解消したら速やかに業務書類等を情報共有システムで処理することとし、紙媒体の場合は、PDF化するなどした業務書類等を情報共有システムに保存するものとする。
- (3) 次の書類に関しては情報共有システムの対象としない。
 - ①紙媒体の原本を必要とする書類
 - ②その他情報共有システムを利用することに適さない書類（防衛省として注意を要する文書など）
- (4) Web 会議システムは、セキュリティ対策等の安全性が確認できるシステムを使用し、ユーザーID 及び IP アドレス等の利用者の管理、通信内容の暗号化などの安全対策を実施しているものとする。
- (5) 本要領で別に規定する Web 会議で使用する、通信回線等の仕様を満たしていること。
- (6) 監督官及び受注者等は、Web 会議システムを活用して業務に係る調整等を行う場合は、録画を行わず、映像と音声を双方向の通信をするのみとし、調整内容等は業務書類等を用いて確認する。

9 Web 会議システムの仕様等

- (1) Web 会議システムで使用する通信回線等の仕様

Web 会議システムで使用する通信回線等の仕様は、次の表 1 による。

なお、通信回線速度に応じて自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先するものとし、転送レート（VBR）は参考とする。

表 1 Web 会議システムの通信回線の仕様

項目	仕様
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上
映像・音声	転送レート※ ¹ （VBR※ ² ）：平均 3Mbps 以上

※¹ 転送レート（Transfer Rate）は、単位時間あたりに転送または処理されるビット数（デジタル信号の量）を示す数値

※² VBR (Variable Bitrate)、可変ビットレート。主に音声や動画などの圧縮時にビットレートを可変する方式の一つ。

(2) 通信環境に関する仕様

ア 画素数及び通信速度

画素数と最低限必要な通信速度を次の表 2 に示す。ただし、利用する人数や映像共有の有無等の利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 2 画素数及び通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×720	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。(例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様をみたさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。)

イ 発注者における標準的な通信環境

発注者の標準的な通信環境の仕様は、次の表 3 を参考として発注者の通信環境を確認する。

表 3 発注者における標準的な通信環境

項目		仕様
通信プロトコル方式及びポート番号	TCP	80、443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows10
	ブラウザ	Microsoft Edge
	アプリケーション	アプリケーションのインストールは原則行えない。

10 情報共有システム等に係る機器類等及びリース期間等

本業務で使用する機器類及びリース期間は、以下を標準とし、費用を計上するものとする。

なお、情報共有システムの利用アカウントは必要人数分を見込むものとし、後日、精算の対象とする。

(1) 機器類等

- ・撮影機器 モニター機器 (パソコン等) 必要台数の賃料
- ・通信費 (モバイルルーター等) 必要台数
- ・その他 (ライセンス料、使用料等)

(2) リース期間等

契約後締結後速やかに手続きを行い、履行期限末までとする。

1 1 業務発注時の明示方法

情報共有システムを活用する技術業務は、次を参考として特記仕様書に明示すること。

○ 業務の実施

(○) 情報共有システムの活用

本業務は、情報通信技術の活用等を通じ、設計業務等において、業務関係書類の押印省略、削減・簡素化、書類授受の省力化等を図り、設計業務等の効率化のため情報共有システム等を活用するものである。

○ 実施内容

(○) 情報共有システム等の使用機器と仕様

○ 機器

パソコン、Web カメラ、モニター、スピーカーシステム、複合機、ネットワーク環境

○ リース期間等

令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日

○ システム

(○) 情報共有システム

掲示板機能、スケジュール管理機能、発議書類作成機能、ワークフロー機能、書類管理機能、工事書類等入出力・保管支援機能、システム管理機能

なお、各機能については「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」を参考とするものとする。

(○) Web 会議システム

セキュリティ対策等の安全性が確認できる Web 会議システムを使用し、ユーザーID、パスワード及び IP アドレス等の利用者の管理、通信内容の暗号化など、安全対策を実施しているもの。

(○) 仕様

以下の「Web 会議で使用する通信回線等の仕様」を満たしていること。

Web 会議システムで使用する通信回線等の仕様

Web 会議システムで使用する通信回線等の仕様は、次の表 1 による。

なお、通信回線速度に応じて自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先するものとし、転送レート（VBR）は参考とする。

表 1 Web 会議システムの通信回線の仕様

項目	仕様
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上
映像・音声	転送レート※ ¹ （VBR※ ² ）：平均 3Mbps 以上

※¹ 転送レート（Transfer Rate）は、単位時間あたりに転送または処理されるビット数（デジタル信号の量）を示す数値

※² VBR (Variable Bitrate)、可変ビットレート。主に音声や動画などの圧縮時にビットレートを可変する方式の一つ。

通信環境に関する仕様

画素数及び通信速度

画素数と最低限必要な通信速度を次の表 2 に示す。ただし、利用する人数や映像共有の有無等の利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 2 画素数及び通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×720	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。(例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様をみたさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。)

発注者における標準的な通信環境

発注者の標準的な通信環境の仕様は、次の表 3 を参考として発注者の通信環境を確認する。

表 3 発注者における標準的な通信環境

項目		仕様
通信プロトコル方式及びポート番号	TCP	80、443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows10
	ブラウザ	Microsoft Edge
	アプリケーション	アプリケーションのインストールは原則行えない。

(○) 実施

- 業務書類等については、情報共有システムを使用して作成、発議、処理、保存を行うことを原則とし、情報共有システムを用いて発議した業務書類等は署名又は捺印がなくても書面とみなす。また、予期せぬ通信障害等の事情が生じた場合には、電子メールや紙媒体による処理も可能とするが、電子メールの場合は、事情が解消したら速やかに業務書類等を情報共有システムで処理することとし、紙媒体の場合は、PDF 化するなどした業務書類等を情報共有システムに保存するものとし、次の書類に関しては情報共有システムの対象としない。

- ① 紙媒体の原本を必要とする書類
- ② その他情報共有システムを利用することに適さない書類（防衛省とし

て注意を要する文書など)

- 監督官及び受注者等は、Web 会議を用いて設計会議等の設計業務に係る調整等を行う場合は、映像と音声を双方向の通信をするのみとし、録画は行わず、必要に応じ業務書類等を用いて確認することとする。

(○) 利用対象者

利用対象者は、業務監督官（業務監督官、主任業務監督官）、受注者（管理技術者、担当技術者、照査技術者）を必須とするが、必要に応じて他の利用対象者を追加することができるものとする。

1 2 検査における情報共有システムの利用

検査（完了検査、既済部分検査）においては、情報共有システムで処理した業務書類等を紙出力せず、原則として電子データを検査用のパソコンにダウンロードして使用するものとし、受注者は検査用のパソコンを準備する。

1 3 電子納品

業務関係書類は、原則として電子納品のみ受領するものとする。

なお、提出する電子納品は、「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書」に基づき実施させるものとし、電子納品の作成は防衛省が公表している「電子納品物作成支援ツール」を用いることとする。

1 4 利用上の留意点

情報共有システムの使用にあたり、次の事項に留意すること

(1) 関係者の意識の統一

情報共有システムの利用対象者が一人でも紙媒体での事務処理を求めると情報共有システムの効果が発揮されず、利便性を享受できないことから、利用者の意識の統一を図り、情報共有システムでの処理に努めるものとする。

また、対面で打合せ等を行う際も、受注者に携行可能な端末を利用させる等、努めて情報共有システムを用いて処理することとし、紙媒体での処理は可能な限り控えること。

(2) ID・パスワードの管理の徹底

全ての利用対象者は、ID・パスワードを適正に管理し、私有のパソコンやスマートフォン等を用いて情報共有システムを利用しないこと。

(3) 情報共有システム等に使用するパソコンについて

情報の流出防止について万全を期すために、最新のウイルス対策ソフトをインストールしているもの及びファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用しなければならない。

(4) フォルダの構成

情報共有システムのフォルダ構成が異なると業務の効率化が図れないことか

ら、下表のとおりとする。

表 情報共有システムのフォルダ構成と登録する書類

フォルダ		書類の名称等
第1階層	第2階層	
ボーリング調査・測量結果 (必要に応じて発注者が登録)		ボーリング柱状図、地質調査等報告書、測量成果
【第1階層】 設計図書 【第2階層】 共通、建築、土木、電気、通信、機械 (情報共有システム内で情報共有する場合に限り、発注者が電子データを登録する。)		特記仕様書、設計概要書、30%・60%・90%・100%図面、質問回答書、数量、数量計算書、設計資料、技術検討資料、構造計算書、既存図面

(5) 発議簿（別添1）の発議等は、下表のとおりとする。

	発議事項	処理
受注者⇒発注者	提出	受理／承諾
	報告	受理／承諾

なお、発議簿は、受注者が設計図書、検討資料、成果品などを受注者が提出・報告し、受理・承諾するために使用するものとする。

(6) 業務打合せ簿（別添2）の発議等は、下表のとおりとする。

	発議事項	処理
受注者⇒発注者	協議	承諾／指示
	立会願	承諾
発注者⇒受注者	指示	了解
	協議	承諾

なお、業務打合せ簿は、受注者からの資料の提出・報告のみの場合には使用しないものとする。

1.5 その他

本要領によりがたい場合は、整備計画局施設整備官及び提供施設計画官と調整するものとする。

発 議 簿 (〇〇)

業務名		受注者名	
事 項	☐ 提出 ☐ 報告	年 月 日	
(内 容) △△の規定の基づき、〇〇を提出します。 ※発議簿は、受注者が資料や報告書を提出、報告し、発注者が受理又は承諾するものに使用する。			
発注者	上記について ☐受理 ☐承諾 します。 業務監督官 令和 年 月 日		

業務打合せ簿

発議者	☐ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 立会願		
業務名		受注者名	
(内容)			
添付図 全 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 します。 ☐ 変更契約の対象となるので、別途通知します。 ☐ その他 () 	
		業務監督官 令和 年 月 日	
	受注者	上記について ☐ 了解 ☐ 報告 します。 ☐ その他 ()	
		管理技術者 令和 年 月 日	